

令和5年度第10回農業委員会総会議事録

開会月日	令和6年1月25日(木)	開議の時刻	午前10時11分			
場 所	市総合会館3階 303会議室	閉議の時刻	午後0時23分			
議 長	東松山市農業委員長 野村 孝行					
委員の出席状況						
農業委員	席次番号	氏 名	摘 要	席次番号	氏 名	摘 要
	1	松崎 昭三	出 席	7	藤野 香織	欠 席
	2	杉浦 勉	〃	8	松本 禮子	出 席
	3	島田 安三	〃	9	荒川 光明	〃
	4	千葉 有美子	〃	10	久保田 節子	〃
	5	宇津木 昭一	〃	11	野村 孝行	〃
	6	鹿田 明	〃			
農地利用最適化推進委員	担当地区	氏 名	摘 要	担当地区	氏 名	摘 要
	松 山	加藤 周二	出 席	高 坂	木村 正雄	出 席
		利根川 里美	欠 席		坂上 夏苗	〃
	大 岡	大木 幹雄	出 席		田口 豊	〃
		橋本 隆	〃	野 本	新井 勝美	〃
		宮永 貞夫	〃		飯嶋 徳造	〃
	唐 子	戸井田 貞義	〃		加藤 喜之	〃
		山田 弘明	〃		山下 哲生	〃
		小澤 謙一	欠 席			
	議題等	<ul style="list-style-type: none"> ・農地法の規定に基づく諸申請及び届出等の審議の件 ・その他 				
公開・非公開の別	公開					
傍聴者数	(会議を公開した場合) 0人					
非公開の理由	(会議を非公開にした場合)					
議 事 参 与 者						
事務局	氏 名	摘 要				
事務局長	松崎 一祐	出 席				
副主幹	荒能 豊	〃				
主 任	福島 誠	〃				

<p>の規定による 許可申請承認 の件</p>	<p>1 番の申請について 唐子地区・荒川委員より、1 番の申請について、大字石橋在住の申請人が、大字石橋地内に所有する農地（畑 1 筆）を、住宅敷地の拡張のため転用したい旨の申請がなされた。現地調査の結果、申請地は農地として保全管理されている。また、住宅の用に供する施設が連たんしている区域で、農地の区域の規模が 10h a 未満であるため第 2 種農地と判断され、住宅敷地の拡張の必要性が認められるため、事情やむを得ず許可相当である旨の報告がなされた。 議長は全員に審議を求め、内容審議の結果、これを承認した。</p>
<p>議案第 3 号 農地法第 5 条 の規定による 許可申請承認 の件</p>	<p>議案第 3 号 農地法第 5 条の規定による許可申請承認の件について</p> <p>1 番の申請について 松山地区・千葉委員より、1 番の申請について、鴻巣市在住の申請人（受人）より、日吉町在住の申請人（渡人）が、大字松山に所有する農地（畑 1 筆）を、自己用住宅に転用するため、所有権を移転したい旨の申請がなされた。現地調査の結果、申請地は農地として保全管理されている。また、住宅の用に供する施設が連たんしている区域で、農地の区域の規模が 10h a 未満であるため第 2 種農地と判断され、自己用住宅の必要性が認められるため、事情やむを得ず許可相当である旨の報告がなされた。 議長は全員に審議を求め、内容審議の結果、これを承認した。</p> <p>2 番の申請について 松山地区・千葉委員より、2 番の申請について、美原町在住の申請人（受人）より、沢口町在住の申請人（渡人）が、大字東平に所有する農地（畑 1 筆）を、自己用住宅に転用するため、所有権を移転したい旨の申請がなされた。現地調査の結果、申請地は農地として保全管理されている。また、住宅の用に供する施設が連たんしている区域で、農地の区域の規模が 10h a 未満であるため第 2 種農地と判断され、自己用住宅の必要性が認められるため、事情やむを得ず許可相当である旨の報告がなされた。 議長は全員に審議を求め、内容審議の結果、これを承認した。</p> <p>3 番の申請について 唐子地区・荒川委員より、3 番の申請について、大字上唐子に所在する申請人（受人）としての法人より、大字下唐子</p>

在住の申請人（渡人）が、大字上唐子地内に所有する農地（畑1筆）を、駐車場に転用するため、所有権を移転したい旨の申請がなされた。現地調査の結果、申請地は農地として保全管理されている。また、住宅の用に供する施設が連たんしている区域で、農地の区域の規模が10ha未満であるため第2種農地と判断され、駐車場の必要性が認められるため、事情やむを得ず許可相当である旨の報告がなされた。

議長は全員に審議を求め、内容審議の結果、これを承認した。

4番の申請について

高坂地区・鹿田委員より、4番の申請について、比企郡吉見町在住の申請人（受人）より、大字毛塚在住の申請人（渡人）が、大字毛塚地内に所有する農地（畑2筆）を、自己用住宅に転用するため、所有権を移転したい旨の申請がなされた。現地調査の結果、申請地は農地として保全管理されている。また、住宅の用に供する施設が連たんしている区域で、農地の区域の規模が10ha未満であるため第2種農地と判断され、自己用住宅の必要性が認められるため、事情やむを得ず許可相当である旨の報告がなされた。

議長は全員に審議を求め、内容審議の結果、これを承認した。

5番の申請について

高坂地区・鹿田委員より、5番の申請について、比企郡嵐山町在住の申請人（受人）より、大字西本宿在住の申請人（渡人）が、大字西本宿地内に所有する農地（畑1筆）を、自己用住宅に転用するため、所有権を移転したい旨の申請がなされた。現地調査の結果、申請地は農地として保全管理されている。また、住宅の用に供する施設が連たんしている区域で、農地の区域の規模が10ha未満であるため第2種農地と判断され、自己用住宅の必要性が認められるため、事情やむを得ず許可相当である旨の報告がなされた。

議長は全員に審議を求め、内容審議の結果、これを承認した。

6番の申請について

野本地区・杉浦委員より、6番の申請について、東京都千代田区に所在する法人としての申請人（受人）より、上野本在住の申請人（渡人）外2名が、大字上野本地内に所有する農地（畑4筆）を、店舗（コンビニエンスストア）の建設用地に転用するため、賃借権を設定したい旨の申請がなされた。現地調査の結果、申請地は農地として保全管理されている。また、住宅の用に供する施設が連たんしている区域で、農地の区域の規模が10ha未満であるため第2種農地と判断され、店舗（コンビニエンスストア）の建設用地の必要性

が認められるため、事情やむを得ず許可相当である旨の報告がなされた。

議長は全員に審議を求め、内容審議の結果、これを承認した。

7番の申請について

野本地区・杉浦委員より、7番の申請について、大字柏崎に所在する法人としての申請人（受人）より、大字柏崎在住の申請人（渡人）が、大字柏崎地内に所有する農地（畑1筆）を、幼稚園運動場に転用するため、所有権を移転したい旨の申請がなされた。現地調査の結果、申請地は農地として保全管理されている。また、住宅の用に供する施設が連たんしている区域で、農地の区域の規模が10ha未満であるため第2種農地と判断され、幼稚園運動場の必要性が認められるため、事情やむを得ず許可相当である旨の報告がなされた。

議長は全員に審議を求め、内容審議の結果、これを承認した。

8番の申請について

野本地区・杉浦委員より、8番の申請について、大字柏崎に所在する法人としての申請人（受人）より、大字柏崎在住の申請人（渡人）が、大字柏崎地内に所有する農地（畑1筆）を、幼稚園庭・駐車場に転用するため、賃借権を設定したい旨の申請がなされた。現地調査の結果、申請地は一部園庭や駐車場の状態となっているが、幼稚園の園児や父兄に影響がない範囲で是正がなされている。住宅の用に供する施設が連たんしている区域で、農地の区域の規模が10ha未満であるため第2種農地と判断され、幼稚園庭・駐車場の必要性が認められるため、事情やむを得ず許可相当である旨の報告がなされた。

鹿田委員より、現地が一部園庭や駐車場の状態となることだが、是正状況はどうなっているか、との質問がなされた。

事務局より、7番から9番の申請は同一の受人だが、7番申請地を運動場へ転用申請をするにあたり、8番の申請地は園庭と園児送迎用の駐車場、9番の申請地は職員駐車場として使用していて、違反状態があることが判明した。そのため、8番と9番の申請地の原状回復を行ったが、8番については、園庭部分は既に園庭として使用しており、また、園児送迎用の駐車場は地中に防火水槽が埋設されている状態であった。そのため、原状回復が不可能であったり、現状回復をすると園児の活動に危険を生じるおそれがある部分があったため、東松山農林振興センターと相談の上、是正が不可能な部分や園児の活動に影響を与える部分以外について原状回復を行い、今回の申請に臨んだ旨の説明がなされた。

議長は全員に審議を求め、内容審議の結果、これを承認し

<p>議案第 4 号 農用地利用集積事業による 利用権設定承認の件</p>	<p>た。</p> <p>9 番の申請について 野本地区・杉浦委員より、9 番の申請について、大字柏崎に所在する法人としての申請人（受人）より、大字柏崎在住の申請人（渡人）が、大字柏崎地内に所有する農地（畑 1 筆）を、駐車場用地に転用するため、賃借権を設定したい旨の申請がなされた。現地調査の結果、申請地は農地として保全管理されている。また、住宅の用に供する施設が連たんしている区域で、農地の区域の規模が 10h a 未満であるため第 2 種農地と判断され、駐車場用地の必要性が認められるため、事情やむを得ず許可相当である旨の報告がなされた。</p> <p>議長は全員に審議を求め、内容審議の結果、これを承認した。</p> <p>10 番の申請について 杉浦委員は議事参与の制限に該当するので、本議案の議決に参加しなかった。そのため、議長である野村会長が野本地区の報告者になることに伴い、久保田職務代理が議長を代理する。</p> <p>野本地区・野村委員より、10 番の申請について、東京都北区に所在する法人としての申請人（受人）より、大字下野本在住の申請人（渡人）が、大字下野本地内に所有する農地（畑 2 筆）を、資材置場・駐車場に一時転用するため、賃借権を設定したい旨の申請がなされた。現地調査の結果、申請地は農地として保全管理されている。また、農用地区域内農地であるが、資材置場・駐車場への一時転用の必要性が認められるため、事情やむを得ず許可相当である旨の報告がなされた。</p> <p>議長より、一時転用の期間について確認がされた。 事務局より、2 年半である旨の回答がなされた。 議長は全員に審議を求め、内容審議の結果、これを承認した。</p> <p>野村会長が、議長を久保田職務代理から交代する。</p> <p>議案第 4 号 農用地利用集積事業による利用権設定承認の件について</p> <p>千葉委員、杉浦委員は議事参与の制限に該当するので、本議案の議決に参加しなかった。</p> <p>議長は事務局に説明を求め、事務局から市の告示決定に先立ち承認を求められている件である旨、また利用権設定の申し出内容が経営面積、従事日数など農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の要件を満たしている旨の説明が行われる。</p> <p>内容審議の結果、97 筆の利用権設定を承認した。</p>
---	---

<p>議案第 5 号 農用地利用集積等促進計画 (案) の件</p>	<p>議案第 5 号 農用地利用集積等促進計画 (案) の件について</p> <p>野村会長、鹿田委員、杉浦委員は議事参与の制限に該当するので、本議案の議決に参加しなかった。</p> <p>久保田職務代理が議長を代理する。</p> <p>議長は市農政課に説明を求め、市農政課から「農地中間管理事業の推進に関する法律」第 19 条第 2 項に基づき、農地中間管理機構から東松山市に対して「農用地利用集積等促進計画案」の作成を求められたため、同第 19 条第 3 項に基づき、東松山市から農業委員会に意見を聴くよう求めがあった旨の説明が行われる。</p> <p>議長は全員に意見を求め、内容審議の結果、「意見なし」として、これを承認した。</p> <p>野村会長が、議長を久保田職務代理から交代する。</p>
<p>議案第 6 号 地域計画の策定に係る意見聴取について</p>	<p>議案第 6 号 地域計画の策定に係る意見聴取について</p> <p>議長は市農政課に説明を求め、市農政課より古凍地区の地域計画の策定に際し、農業経営基盤強化促進法第 19 条第 6 項の規定により、農業委員会の意見を求めたい旨の説明が行われた。</p> <p>鹿田委員より、リストの対象者の選び方について質問がなされた。</p> <p>市農政課より、主に中間管理事業を利用している人を選んだ、との回答がなされた。</p> <p>久保田委員より、地図について集積や集約がされていないように見えるが、現状を示したものでなく目標地図ということでのよいのか、との質問がなされた。</p> <p>市農政課より、目標地図である旨の回答がされた。</p> <p>戸井田委員より、目標地図は地権者の意向を反映されているべきだ、との意見がなされた。</p> <p>山田委員より、目標通りにはならないかもしれないが、10年後のビジョンとしての目標地図を策定すべきだ、との意見がなされた。</p> <p>島田委員より、地図の中で、集積集約がされず、地権者が自分で耕作している部分が多いようだが、年齢構成からも自分で耕作しているから集積集約しなくていいとは思われない。農政課がランドデザインを描いて農業委員会が目標地図の作成や実現に向けた交渉をすべきではないか、との意見がなされた。</p> <p>久保田委員より、集約集積の目処がついて目標地図を作成するのが本来のやり方ではないか、との意見がなされた。</p> <p>宇津木委員より、現状の地図が添付されていないので、現状と比べ目標地図がどの程度変化があるのかがわからない、</p>

<p>報告事案 農業委員会会 長専決規定に よる農地法に 基づく届出報 告の件</p> <p>その他</p>	<p>との意見がなされた。 橋本委員より、目標地区内で、集約集積した部分はあるのか、との質問がなされた。 市農政課より、集積した部分はある旨の回答がなされた。 内容審議の結果、今回農業委員会で出た意見をもとに、それらを反映した地域計画を作成し、再度総会にて意見聴取をすることを承認した。</p> <p>事務局報告案件 議長は事務局に説明を求める。</p> <p>農地法第3条の3権利取得届出報告の件 事務局から説明が行われ、3件を確認する。</p> <p>農地法第4条転用届出報告の件 事務局から説明が行われ、1件を確認する。</p> <p>農地法第5条転用届出報告の件 事務局から説明が行われ、2件を確認する。</p> <p>農地所有適格法人の報告の件 事務局から説明が行われ、4件を確認する。</p> <p>農業委員会総会の開催について 次回開催日 令和6年2月26日(月) 午前10時20分～ 会 場 市総合会館3階 303会議室 午後0時23分議長は今回上程した議案について審議を終了した旨を告げ、令和5年度第10回総会を閉じた。</p> <p>以上の顛末に相違ないことを証するため署名する。 令和6年2月26日 議長 野村 孝行 委員 久保田 節子 委員 松崎 昭三</p>
--	--